

エネルギー起源 CO2 排出量算定ガイドライン 新旧対照表

(H29.3)

改正後	改正前
<p>P.4 ただし、「大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱」により削減計画期間の終了年度が変更される場合がある。</p> <p>P.25 <u>この項目は、大規模事業所の基準年度排出量算定時のみ把握する</u></p> <p>P.29 なお、一つの大規模事業所が複数の事業所に分割される場合又は複数の大規模事業所が一つの事業所に統合する場合は、<u>以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(1) 一つの大規模事業所が複数の大規模事業所相当規模の事業所に分割される場合</u></p> <p><u>一つの大規模事業所が複数の大規模事業所相当規模の事業所に分割される場合は、分割により事業所を承継する事業者は、承継後30日以内に「大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱」の規定による大規模事業所承継届出書を提出する。</u></p> <p><u>温対計画書の作成にあたっては、分割のあった日の属する年度の事業所範囲は分割後の事業所範囲とし、年度当初から分割後の事業所範囲それぞれについて算定する。</u></p> <p><u>分割後のそれぞれの事業所の基準排出量は基準排出量決定協議により決定する。決定方法については第3部第1章で定める。</u></p> <p><u>分割後のそれぞれの事業所の計画開始年度は分割前の事業所と同じ年度とする。</u></p> <p><u>(2) 複数の大規模事業所が一つの大規模事業所相当規模の事業所に統合される場合</u></p> <p><u>複数の大規模事業所が一つの大規模事業所相当</u></p>	<p>P.4 ただし、「大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱」の規定に該当する場合は、<u>廃止扱いとなる。</u></p> <p>P.25 (新規)</p> <p>P.29 なお、一つの大規模事業所が複数の大規模事業所相当規模の事業所に分割される場合又は複数の大規模事業所が一つの事業所に統合する場合は、<u>別途埼玉県と削減期間開始年度等の協議を行うものとする。</u></p>

規模の事業所に統合される場合は、統合により事業所を承継する事業者は、承継後30日以内に「大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱」の規定による大規模事業所承継届出書を提出する。

温対計画書の作成にあたっては、統合のあった日の属する年度の事業所範囲は統合後の事業所範囲とし、年度当初から統合後の事業所範囲について算定する。

統合後の事業所の基準排出量は基準排出量決定協議により決定する。決定方法については第3部第1章で定める。

統合後の事業所の計画開始年度は統合前のそれぞれ事業所の計画開始年度のうち、最も古い年度とする。

#### P.90

イ 平成23年度から平成26年度までに大規模事業所となった事業所

平成23年度から平成26年度までに大規模事業所となった事業所の基準排出量は、

#### P.91

エ 一つの大規模事業所が分割された大規模事業所

分割前の大規模事業所の基準排出量の決定方法に応じて、次のとおり算定した値とする。なお、変更協議による変更量は変更原因に応じて算定する。

分割前の大規模事業所の基準排出量の決定方法が過去の排出実績の場合

基準年度の各事業所範囲ごとの排出量が分かる場合はそれぞれその排出量の基準年度の平均とし、分からない場合は分割した年度の各事業所の排出量比により按分する。

分割前の大規模事業所の基準排出量の決定方法

#### P.90

イ ア以外の大規模事業所(平成27年度以降に大規模事業所となる事業所を除く)

ア以外の大規模事業所の基準排出量は、

#### P.91

(新規)

が排出標準原単位の場合

排出標準原単位を用いて算定する。

オ 複数の大規模事業所が統合された大規模事業所

統合前の大規模事業所の基準排出量を合算して算定する。

P.97

(2) 平成23年度以降に大規模事業所となった事業所の基準排出量の算定方法

P.97

(3) 一つの大規模事業所が分割された大規模事業所

分割前の大規模事業所の基準排出量の決定方法に応じて、次のとおり算定した値とする。なお、変更協議による変更量は変更原因に応じて算定する。

ア 分割前の大規模事業所の基準排出量の決定方法が過去の排出実績の場合

基準年度の各事業所範囲ごとの排出量がかかる場合はそれぞれその排出量の基準年度の平均とし、分からない場合は分割した年度の各事業所の排出量比により按分する。

イ 分割前の大規模事業所の基準排出量の決定方法が排出標準原単位の場合

排出標準原単位を用いて算定する。

(4) 複数の大規模事業所が統合された大規模事業所

統合前の大規模事業所の基準排出量を合算して算定する。

P.97

(2) (1)以外の大規模事業所となった事業所の基準排出量の算定方法

P.97

(新規)

<p>P.104  ( 6 ) 基準排出量の決定手続き</p> <p><u>( 1 ) ( 2 ) の大規模事業所の基準排出量の決定は、</u></p> <p>P.104  <u>( 3 ) ( 4 ) の大規模事業所の基準排出量の決定は、分割、統合後の翌年度の温対計画書を提出するときまでに、「基準排出量決定協議書」に算定方法が分かる資料を添えて提出し、協議を行うものとする。</u>  <u>なお、基準排出量を新規に決定した大規模事業所は「埼玉県削減量口座簿取扱要綱」第 5 条第 1 項の規定により、指定管理口座を開設するため、「基準排出量決定協議書」に振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先を記載するものとする。</u></p>	<p>P.103  ( 4 ) 基準排出量の決定手続き</p> <p>大規模事業所の基準排出量の決定は、</p> <p>P.103  ( 新規 )</p>
--	---

誤字等の修正や項ズレは省略